

ご契約締結後ご注意いただきたいこと



本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、普通共済約款・特約条項をご覧ください。また、ご不明な点につきましては、代理所または当組合までお問い合わせください。

1. ご契約締結後に、次の事項(通知事項)について、変更が生じた場合は遅滞なくご連絡ください。

ご契約者または被共済者には、通知事項に変更が生じた場合に遅滞なくご連絡いただく義務があります。

通知事項には、共済契約申込書に☆印を付しています

遅滞なくご連絡いただけない場合またはお手続き(変更手続き書類のご提出および追加共済掛金のお払込みなど)いただけない場合は、事故の際に共済金をお支払いできないことや、ご契約を解除させていただくことがありますので、変更された際には通知漏れがないようご注意ください。

- ご契約のお車の用途車種、登録番号(車両番号)を変更する場合
- 前契約(複数所有新規契約における他の自動車の適用等級・事故有期間または中断特別における旧契約の適用等級・事故有期間を含みます)の事故の有無、その種類と件数に変更があった場合
- 福祉車両・電気自動車・ハイブリッド車・レンタカー・教習車に係る変更があった場合

※上記の通知事項の他に、ご契約者の住所が変更になった場合、車両共済をご契約の場合でご契約のお車の改造や高価な付属品の装着などによりお車の時価が著しく増加する場合または付属品の取り外しなどによりお車の時価が著しく減少した場合についても遅滞なくご連絡ください。

2. ご契約期間の途中で、ご契約条件の変更などを行う場合はあらかじめご連絡ください。

ご契約期間の途中で、次のような通知事項以外の変更を行う場合(特約をセットする場合など)は、あらかじめ代理所または当組合までご連絡ください。なお、あらかじめご連絡いただけない場合はご契約の変更手続き前(ご契約条件の変更手続きに伴い追加共済掛金が必要となる場合は追加共済掛金をお払込みいただく前)に発生した事故については、共済金のお支払いができないことや、変更前のご契約内容・条件が適用されることがありますのでご注意ください。 ※ご契約条件の変更日は、お申し出日以降になりますのでご注意ください。

- 記名被共済者(ご契約のお車を主に使用される方)の氏名を変更される場合
- 共済金額の増額や特約をセットされるなど、ご契約の内容・条件の変更を希望される場合
- 運転者限定特約により限定した運転者の範囲外の方がご契約のお車を運転される場合
- 運転者年齢条件に定める運転者の範囲に該当する方に変更が生じ、運転者年齢条件よりも若い方がご契約のお車を運転される場合
- 買い替えなどにより、ご契約のお車を変更される場合
- ご契約のお車を譲渡される場合
 - ※ご契約のお車を譲渡された場合でも、代理所または当組合にご連絡がない場合はこのご契約に関する権利および義務は譲受人には移転しません。
- ご契約者が自ら所有し、かつ、使用されるお車のご契約台数が10台以上となる場合

運転者限定特約により限定した運転者の範囲を変更される場合には、必ず運転者年齢条件についてもご確認ください。この特約による補償の対象となる運転者の範囲内であっても、運転者年齢条件を満たさない方が運転中の事故については、共済金をお支払いできませんのでご注意ください。

3. お引き受けできる範囲(引受範囲)

すべての用途車種の自動車の対象になります。なお、セットいただいた特約について、用途車種などの変更により特約のセット条件から外れる場合は、セットを解除させていただくことがあります。

4. 対物賠償共済における共済金の限度額について

対物賠償共済において、航空機の損壊やご契約のお車に積載中またはけん引しているお車に積載中の危険物(道路運送車両法の保安基準第1条に定める高圧ガス、火薬類もしくは危険物、同法の保安基準の細目を定める告示第2条に定める可燃物または毒物および劇物取締法第2条に定める毒物もしくは劇物をいいます。)の火災、爆発または漏えい起因する対物賠償事故に対しては、共済証書記載の共済金額または10億円のいずれか低い方を限度に共済金をお支払いします。

5. 共済契約の解除(共済掛金分割払特約の場合)

共済掛金分割払特約にて共済掛金を分割して払込みされている方について、次の各号のいずれかに該当する場合にはご契約を解除させていただきますのでご注意ください。

なお、その場合は、すでに領収した共済掛金の総額から既経過期間に対し、月割によって計算した共済掛金を差し引いて、その残額を返還します。

- (1) 払込期日の属する月の翌月末までに、その払込期日に払い込まれるべき分割共済掛金の払込みがない場合
- (2) 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割共済掛金の払込みがなく、かつ、次回払込み期日までに、次回払込期日に払い込まれるべき分割共済掛金の払込みがない場合

6. 重大事由による共済契約の解除

次の事由が生じた場合には、ご契約を解除することがあります。また、この場合、共済金をお支払いできないことがあります。

- ①ご契約者、被共済者または共済金を受け取るべき方が当組合に共済金を支払わせることを目的として損害または事故を生じさせたこと、または生じさせようとしたこと。
- ②共済金の請求に関し、被共済者または共済金を受け取るべき方に詐欺行為があったこと、または詐欺行為を行おうとしたこと。
- ③ご契約者、被共済者または共済金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められること。
- ④上記①～③のほか、ご契約者、被共済者または共済金を受け取るべき方が、共済契約の継続を困難とする上記と同等の重大な事由を生じさせたこと。

7. ノンフリート等級別割引・割増制度

当組合では1等級から20等級までの等級区分により割引・割増される等級別割引・割増制度を実施しております。

1年間無事故の場合、翌年は1等級上がり、事故を起こされた場合、翌年のご契約は事故件数1件につき3等級ダウン事故の場合は3等級、1等級ダウン事故の場合は1等級下がります。ただし、自動車の運行に関係のない事故の場合は「ノーカウント事故」として取り扱うことがあります。

等級	割 増				割 引															
	1	2	3	4	5	6F	7F	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
無事故%	108	63	38	7	2	13	27	38	44	46	48	50	51	52	53	54	55	56	57	63
事故有%							14	15	18	19	20	22	24	25	28	32	44	46	50	51

8. 事故が発生した場合できるだけ冷静になり、次の処置をとってください。そして、ただちに代理所または当組合にご連絡ください。

- 1. 負傷者の救護** 一番大切なことです。大したことがないと思っても、ケガ人の救護を行い、必ず病院へ行き医師の診察を受けてもらってください。
- 2. 危険防止の措置** 二重事故が発生しないように、三角表示板、赤旗、非常用点滅灯等で、危険を知らせる応急措置をとってください。
- 3. 警察への通報** 一刻も早く、もよりの警察署へ届け出てください。(共済金請求の際には、交通事故証明書等が必要になります。)
- 4. 事故現場の状況相手の確認等** 事故現場の状況等、および相手車両の運転者等を確認しておいてください。当組合の損害調査員の指示があるまで、示談やお支払いの約束は絶対にしないでください。

共済金請求時にご提出いただく書類

ご提出いただく書類	必要書類の例
① 事故日時・事故状況・事故原因などの確認のために必要な書類	事故発生状況報告書、交通事故証明書、ドライブレコーダーの記録 など
② 補償を受けられる方、共済金を受け取るべき方または共済の対象であることを確認するために必要な書類	住民票、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、登録事項等証明書、運転免許証、自動車検査証、自賠責共済証書 など
③ 傷害または疾病の程度を証明するために必要な書類	診断書、明細書、病院の領収書 など
④ 共済の対象の価額、ご契約者または補償を受けられる方に生じた損害の範囲や損害の額、または負担した費用を算出するために必要な書類	見積書、写真、領収書、通院交通費明細書、各種費用をお支払いする特約におけるその費用負担を立証する書類 など
⑤ 当組合が支払うべき共済金の額を算出するために必要な書類	他の共済契約などの共済金支払内容を記載した支払内訳書、診断書 など
⑥ 公の機関や関係先への調査のために必要な書類	個人情報の取扱に関する同意書、医療機関用同意書 など

万一の事故や契約内容の変更の際には…



万一の事故のご連絡は…



24時間 ム ジ コ
0120-24-6250

自動車共済ロードサービス…



ハ ロー ロードサービス24時間
0120-80-6324

ご契約変更や
お車の入替えなどご連絡は…



パ パ ム ジ コ
0120-88-6250

東北自動車共済協同組合

〒980-0011 仙台市青葉区上杉一丁目9番15号 ☎(022)264-1188(代) / FAX(022)264-1166

【共済証書と一緒に保管してください】